

平成 20 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役社長 大西新二
(コード 3842 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役管理本部長 亀田元之
(TEL. 03-3234-6855)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 16 日（書類送達日：平成 20 年 6 月 23 日）付で、訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 20 年 6 月 16 日（当社への訴状送達日：平成 20 年 6 月 23 日）

2 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 メディア・クルーズ・ソリューション株式会社
- (2) 所 在 地 東京都渋谷区東 3-14-15
- (3) 代 表 者 代表取締役 中岡 聡

3 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成 19 年 9 月ころから 12 月にかけて、当時財務的に経営が困難な状況にあったメディア・クルーズ・ソリューション株式会社（以下、「MCS」という。）と、当社の事業範囲であった MCS テレコミュニケーション事業部との協業や、同事業部所属の従業員を含めた事業譲渡の可能性について協議しておりました。その結果、当社は、MCS とは協業・事業譲渡には至らなかったものの、MCS 同事業部に在籍していた複数名の従業員を、本人からの希望に応じて採用いたしました。

これらの経緯に対して、MCS は、当社が MCS 元取締役と共謀して、MCS テレコミュニケーション事業部の奪取を目的とした従業員の引き抜きを計画的に行い、同事業部の存続を不能とさせ、倒産の危機に陥れたと主張し、これらの行為は共同不法行為であるとして、損害賠償請求を求めているものであります。

4 訴訟の内容および損害賠償請求金額

- (1) 株式会社ネクストジェン（以下、「ネクストジェン」という。）と MCS 元取締役は、メディア・クルーズ・ソリューション株式会社に対し、金 225,923,573 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 訴訟費用は、ネクストジェンと MCS 元取締役の負担とすること。

5 今後の見通し

当社は、MCS の主張は全く根拠がなく、当社には違法とされるべき行為はなんら無いものと考えております。今後、MCS からの請求に対しては、法廷の場で適切に対応していく方針であります。今後の訴訟の経過につきまして、新たな重要事実が生じた場合には、適時お知らせしてまいります。

なお、本訴訟が当社の業績に与える影響は、現時点では不明であります。影響が生じる場合には速やかにお知らせいたします。

以 上